

資 料 提 供	
令和7年10月15日	
担当課 (担当者)	感染症対策センター (老岐、虎尾)
電話	0857-26-7153

県内におけるインフルエンザの流行開始

鳥取県の令和7年第41週(令和7年10月6日～令和7年10月12日)のインフルエンザの定点あたりの患者数が、流行開始の目安である1人を超え1.38人となっています。

今後も患者数が増えることが予想されますので、県民の皆さまにおかれましては、手洗い、マスク着用等の感染対策の励行、早めのワクチン接種のご検討をお願いします。

記

1 県内の流行状況

(1) 定点あたりの患者数(令和7年第41週(10月6日～10月12日))

区 分	全県	東部地区	中部地区	西部地区
定点あたりの患者数	<u>1.38人</u>	0.08人	0.83人	<u>3.09人</u>
患者数	<u>40人</u>	1人	5人	<u>34人</u>

(2) 集団感染事例、学校の臨時休業の発生状況(10月15日現在)

今シーズンは、これまで集団発生1件(10月15日こども園(米子市))が発生しています。

2 感染予防についてお願い

○新型コロナウイルス感染症と同様に、場面に応じたマスクの着用や換気、手洗い、手指消毒などの感染対策が効果的です。

○睡眠を十分に取り、栄養に気を配りましょう。

○ワクチンは、主に重症化を防ぐ効果があります。日常生活の中での感染予防とあわせて、早めのワクチン接種をご検討ください。

<参考>

(1) インフルエンザの流行状態を把握する指標

定点あたり「1」以上の「流行開始の目安」、定点あたり「10」以上の「注意報」、定点あたり「30」以上の「警報」の3つがある。

(2) 過去のシーズンの流行開始日、注意報及び警報発令日は以下のとおりです。

シーズン	流行開始日	注意報発令日	警報発令日
令和6-7年	令和6年11月13日	令和6年12月18日	令和7年1月7日 (令和7年2月5日解除)
令和5-6年	※令和4-5年シーズンから定点当たり1(流行開始目安)を超えたまま移行	令和6年3月13日(3回目) (令和6年4月17日解除)	-
		令和6年2月14日(2回目) (令和6年3月6日解除)	-
		令和5年10月18日(1回目)	令和5年11月1日 (令和6年1月24日解除)
令和4-5年	令和5年1月11日	令和5年3月15日	発令なし

(3) 県内の定点医療機関:29の小児科・内科の医療機関(東部12、中部6、西部11)

(4) 定点あたり患者数とは、1週間にインフルエンザで定点医療機関を受診した1定点あたりの患者数。(例えば、県全体で29名の患者数報告があった場合、定点あたり患者数が1人となる)

インフルエンザの流行状況

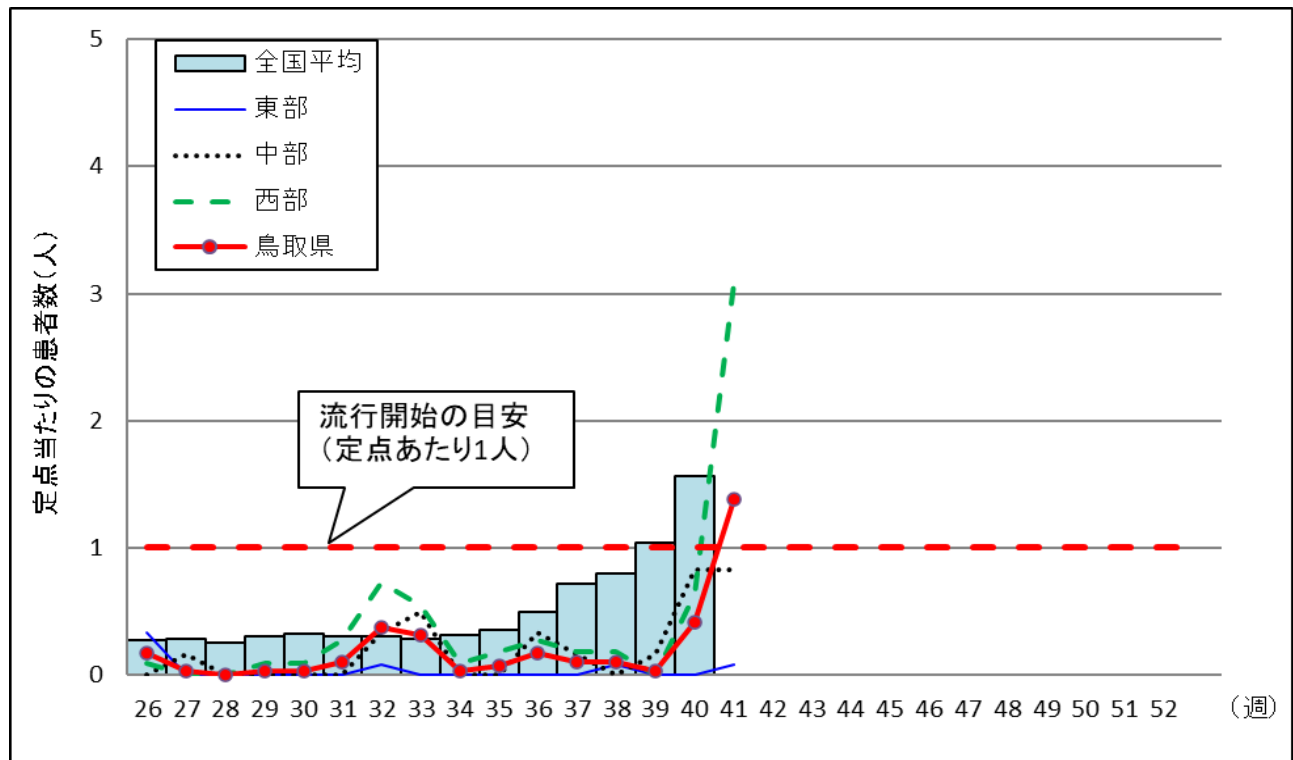
1 鳥取県と全国のインフルエンザ患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

	8 月			9 月				10 月	
週	33	34	35	36	37	38	39	40	41
鳥取県	0.31	0.03	0.07	0.17	0.10	0.10	0.03	0.41	1.38
全国	0.28	0.31	0.35	0.50	0.72	0.80	1.04	1.56	集計中

○鳥取県のインフルエンザ定点医療機関は 29、全国の定点医療機関は約 3,000 あります。

2 発生状況グラフ

(1) 今シーズンの発生状況



(2) 県内年次別発生状況

